

きれいな空気でおもてなし ～受動喫煙防止対策推進キャンペーン～

みんなで受動喫煙防止対策を推進しましょう！

山形県では、**受動喫煙防止対策を実施している民間施設**に、キャンペーンステッカーを交付し、**利用者にきれいな空気を提供している施設である**ことをお知らせする、「**きれいな空気でおもてなし～受動喫煙防止対策推進キャンペーン～**」を実施しています。多くの施設からの参加をお待ちしております。

キャンペーンステッカー



「健康増進法」第25条において

多数の人が利用する施設の管理者は受動喫煙防止に努めなければならない旨が規定されています。

実施方法

- 全面禁煙・完全分煙のいずれかの受動喫煙防止対策に取り組んでいる民間施設に対して、標記キャンペーンのステッカーを交付します。
- キャンペーンに参加した施設については、県民のみなさまへ受動喫煙防止対策を実施していることをお知らせするために、施設の名称、連絡先等を山形県ホームページ等で公表いたします。

対象施設

- 山形県内の飲食店、事務所、展示場・ショールーム、映画館・遊技場・入浴施設等の娯楽・レクリエーション施設、体育・文化施設、病院・診療所・薬局等の医療機関、駅・バスターミナル・空港等の公共交通機関等の多数の者が利用する民間施設で、受動喫煙防止対策（全面禁煙または完全分煙）を実施している施設。
- 全面禁煙、完全分煙の基準は下記のとおりです。

〔全面禁煙〕 終日敷地内あるいは建物内を全面禁煙にしている施設（テナント等の場合については、使用区分内で全面禁煙にしている）

- 敷地内あるいは建物内（テナント等の場合については使用区分内）が全面禁煙であることを、利用者に分かりやすいように表示している
- 全面禁煙とする区域内に灰皿を設置していない
- テナント等の場合は、全面禁煙としている使用区分内にたばこの煙やにおい等がもれないように対策を講じている

〔完全分煙〕 終日たばこの煙やにおい等がもれない喫煙室あるいは喫煙コーナーを設置している施設

- 喫煙室あるいは喫煙コーナーを設置していることを利用者に分かりやすいように表示している
- 喫煙室あるいは喫煙コーナーのたばこの煙やにおいがもれないように、他の区域と仕切るための設備（壁、パーテーション、ロールスクリーン等）を設置し、かつ、たばこの煙やにおいを屋外へ排出させる換気扇等の排気装置が設置されている。さらに、非喫煙場所から喫煙室・喫煙コーナーへ空気が流れる対策を講じている
- 喫煙室あるいは喫煙コーナー以外に灰皿を設置していない

申し込み方法 ・ お問い合わせ

- 申込用紙、返信用封筒、切手を添えて下記の窓口まで申し込みください。
- 詳細については山形県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090005/omotenashi.html>

山形県健康福祉部保健業務課健康やまがた推進室（山形市松波2-8-1）

tel: 023-630-2919・2313 fax: 023-632-8176

村山保健所地域保健予防課健康増進担当（山形市十日町1-6-6）

tel: 023-627-1183 fax: 023-622-0191

最上保健所地域保健予防課健康増進担当（新庄市金沢字大道上2034）

tel: 0233-29-1268 fax: 0233-22-1311

置賜保健所地域保健予防課健康増進担当（米沢市金池3-1-26）

tel: 0238-22-3004 fax: 0238-22-3850

庄内保健所保健企画課健康企画・調整担当（三川町大字横山字袖東19-1）

tel: 0235-66-4932 fax: 0235-66-4935

